

## 松山地方裁判所委員会（第34回）議事概要

### 1 日時

令和元年10月21日（月）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

松山地方裁判所大会議室（5階）

### 3 出席者

（委員） 大熊伸定，海津祐司，片上裕治，末弘陽一，鈴木静，須山定保，竹本道代，堂野敦司，長井基裕，牧賢二（五十音順）

（オブザーバー） 西田会計課長

（事務担当者） 西山民事首席書記官，河野刑事首席書記官，高津事務局長，藤野総務課長，多田総務課課長補佐

### 4 議事（■委員長，□委員，△オブザーバー，○事務担当者）

（1）松山地方裁判所長あいさつ

（2）松山地方裁判所における大規模災害に対する備えについての説明

西田会計課長から松山地方裁判所における大規模災害に対する備えについて説明した。

（3）意見交換

□ 松山地方裁判所本庁以外の建物について耐震基準を満たしているのか。

また，昨年，南予方面において豪雨災害があったが，応援態勢はとられたのか。

△ 愛媛県内の裁判所の建物は耐震基準をいずれも満たしている。

■ 昨年の西日本豪雨災害においては，県内の裁判所の施設に直接的な被害はなかったが，公共交通機関に大きな被害があったことから，職員の通勤等に支障があった。ただし，職員の通勤等の支障が原因で応援態勢をとらなければならない状態ではなかった。

□ 令状や勾留請求等，緊急性を要する案件について，災害が起こった場合

には、どのように対応することになるのか。

- 勾留請求は法律で72時間以内という制約があるので、その時間内で、勾留質問等の手続の場所や時間を調整しながら対応することになる。停電等によりパソコン等のOA機器が使用できないということになれば、手書きすることになる。
- 担当裁判官が登庁できないということになれば、他の裁判官が令状等を処理することになる。ただし、県内には裁判官が勤務地に居住しないで通勤している裁判所もあるので、交通機関に被害があり、登庁ができないことになると、令状等の処理をすることができなくなる。その場合には、検察庁や警察等の関係機関と協議することになるが、場合によっては、松山等から臨時に裁判官を派遣したり、あるいは警察や検察庁に裁判官がいる裁判所へ令状等を請求してもらうことになる。また、勾留質問は、非公開の手続であるため、プライバシーへの配慮ができ、かつ、被害を受けていない場所を使用するということになる。
- 検察庁でも警察が逮捕した後、制限時間内に弁解録取という手続をしなければならないが、検察庁の建物でできないということになれば、留置されている警察署内ですることも可能である。その後、裁判所に勾留請求することになるが、勾留質問手続をどこでするかは裁判所の裁量によることとなるため、検察庁では身柄をどこに置いておくのかという観点での防災対策はあまり考えられていない。取調べ中に災害が起こった場合には、初期段階は取調室等で被疑者の安全を図ることになる。当然、検察庁にも待機場所はあるし、必要な食料等の備蓄もあるので、安全が確認できるまでは身柄を検察庁に置いておくことは可能である。検察庁としては、速やかに安全を確保した上で、元の留置場所に帰すということを検討していくことになる。
- 法律で規定された時間内に勾留請求が行えない場合にはどうなるのか。

- 制限時間内に勾留請求が行えなかった場合には、身柄を釈放しなければならないが、検察庁にも業務継続計画があり、少なくとも検察官の一人は出ていかなければならないことになっている。住んでいる住居も分散されていることから、誰かは登庁するということになる。
- 災害時だから猶予があるという訳ではなく、法律に規定された制限時間内に請求されているということか。
- 刑事事件の手続においては制限時間内に手続をしなければならない。民事事件の手続においては、「正当な理由がある場合には」と、救済的な規定が設けられているものはあるが、刑事事件の身柄拘束の場合には、同様な規定はないので、裁判所や検察庁においては、それを前提にして処理できる体制がとられている。
- 震度6弱以上の地震が発生した場合、全職員が出勤するのか。また、メールや電話が使えない場合はどのようにするのか。
- △ 必ずしも全員というわけではなく、まずはあらかじめ定められた非常時の参集要員が集まるということになる。それ以外の職員も登庁可能な状態となった職員から速やかに登庁することになる。
- 裁判所には非常時用パソコンが整備されており、基本的な情報伝達手段としては同パソコンを利用している。メールや電話が利用できない場合も想定されるので、各職員が所持する地震災害対策携帯メモには同パソコンのメールアドレスだけでなく、上司の電話番号やメールアドレスを記載する様式になっており、複数の伝達手段を取り得るようにしている。なお、職員の安否については、直属の上司の方が把握しやすいこともあるので、知り得る情報があれば、幅広く収集していくことになる。
- 災害等の非常時における参集要員が登庁に要する時間をどのくらいと設定しているのか。また、居住地についてリスク分散の観点からどのように想定しているのかお伺いしたい。

△ 非常時参集要員について、特段登庁までの時間制限は設けていない。裁判官は、災害等の非常時においても徒歩で通勤可能な場所に居住していることが多い。裁判官以外の職員については、居住場所の制限はないが、登庁ができるようになれば、速やかに登庁してもらうことになっている。交通機関等が寸断され、登庁ができない状況になった場合には、個別に検討を要する。

■ 地方裁判所の裁判官は地元出身者が少ないことから、通常は勤務する裁判所の近くに住居を構えることになるので、裁判官を確保することについては、それほど支障がない。裁判官以外の職員については、緊急時には、管理職員を中心に集まることになっているが、居住状態からして、職員がだれも登庁することができないというわけではないので、最低限の人数については確保できる状況となっている。

□ 庁舎が停電になると、大部分のOA機器の使用ができなくなるが、このような場合にも裁判所の業務は継続することが可能なのか。

△ 令状処理等については、時間はかかるが、手書き等で処理することが可能である。

□ 愛媛県は原発立地県であるが、南予地域において原発事故が発生した場合、どのように対応していくのか。

△ 現実にそのような事故が起こった場合には避難をしなければならないということを現場の職員には意識付けしている。松山家庭裁判所とも連携しながら、管内の支援については、原発も念頭に置きながら、応援態勢やアドバイスができるようにはしていかなければならない。

■ 原発事故が起こった場合には、裁判所においても、一般の方と同じように職員を避難をさせることになる。また、影響のない周辺の裁判所に業務を移転させることを関係機関等と協議をして決定していくことになる。

□ 障害者への対応は検討されているのか。

△ 車椅子の方や足腰の不自由な方は、庁舎内にある段差を解消する機械を利用してもらったり、エレベーターが停止している場合には、職員が誘導することになる。

■ 防災計画上、災害時において障害者の方に対する特別な規定をしているのではなく、日常業務における配慮の延長線上で優先的に対応していくことになる。

□ 安否確認について、連絡が取れない職員が重大な災害に遭っている可能性があり、そのような職員に対して、どのようにして連絡を取っていくのが課題である。

□ 裁判記録やシステムについての対策はどのようになっているか。

○ 裁判記録については、紙での保管が基本となっているため、耐火仕様の記録庫で保管したり、民事や刑事事件関係のシステムについては、データがバックアップできる体制を整えるなどの対策を講じている。

(4) 次回期日について

令和2年4月20日(月)午後3時

(5) 次回テーマについて

「裁判所における採用広報について」(仮題)

以 上